

緊急報告第6号様式

岩刑発第1336号
令和3年9月24日

あ て 先	矯正局長 廣島矯正管区長	殿	発 信 人	岩国刑務所長
-------------	-----------------	---	-------------	--------

未決拘禁者の自殺事故（い首）について（速報）

1 事故発生日時及び概要

令和3年9月21日午前5時41分、当所 [REDACTED]において、未決拘禁者 [REDACTED]（以下「事故者」という。）が同居室洗面台蛇口に輪状にした [REDACTED]をくくり付けて、その輪の中に首を入れて [REDACTED]垂下しているのを監督巡回中の看守部長 [REDACTED]（以下「[REDACTED]看守部長」という。）が発見し、大声で呼び掛けるも反応がなかったことから、[REDACTED]看守部長が非常ベル通報を行い、居室鍵携行のため、一旦、[REDACTED]に戻った後、同時43分、監督当直者主任矯正処遇官（企画担当）[REDACTED]（以下「[REDACTED]主任」という。）と入室し、事故者の状態を確認したところ、事故者は両目を閉じた状態で、意識、呼吸及び脈拍が確認できなかつたため、同時44分、看守 [REDACTED]（以下「[REDACTED]看守」という。）がカッターナイフで [REDACTED]を切断し、[REDACTED]主任等が事故者を同居室床に仰臥させ、[REDACTED]看守部長等が胸骨圧迫による心臓マッサージを開始し、同時48分、[REDACTED]主任が119番通報により救急車を要請した。

同時58分、[REDACTED]看守部長等は救急隊員に事故者の救命措置を引き継ぎ、同6時27分、事故者は [REDACTED]に搬送されたものの、同時52分、[REDACTED]医師により死亡が確認された。

2 事故者名等

(1) 身分

未決拘禁者

(2) 氏名

(3) 生年月日

(4) 事件名

(5) 刑名・刑期

該当なし

(6) 入所の日
[REDACTED]

(7) 刑の終了日
該当なし

(8) 入所度数
[REDACTED]

(9) 制限区分及び優遇区分
該当なし

(10) 所内における行状の良否
[REDACTED]

(11) 住所
[REDACTED]

(12) 国籍
[REDACTED]

3 推定事故原因 [REDACTED]

4 事故に対し取った措置

- (1) 令和3年9月21日午前5時41分、[REDACTED]において、監督巡回中の[REDACTED]看守部長が同居室を視察した際、[REDACTED]事故者が[REDACTED]いたが、[REDACTED]ことから、[REDACTED]看守部長は、事故者に大声で呼びかけたが反応がなかったため非常ベル通報し、同階巡回中の[REDACTED]看守に視察し続けるよう指示するとともに居室鍵を取りに[REDACTED]に戻った。
- (2) 同時43分、[REDACTED]看守部長が同居室扉を開扉して[REDACTED]主任と共に入室し、事故者の状態を確認すると、事故者は水道の蛇口に輪状にした[REDACTED]をくくり付けて、同輪の中に首を入れて垂下しており、両目を閉じた状態で、意識、呼吸及び脈拍が確認できなかったことから、[REDACTED]主任が[REDACTED]看守にはさみを携行するよう指示した。
- (3) 同時44分、カッターナイフを携行して同居室に戻った[REDACTED]看守が[REDACTED]を切断し、[REDACTED]主任及び[REDACTED]看守部長が事故者を床に仰臥させ、[REDACTED]看守部長等が胸骨圧迫等による心臓マッサージを開始した。
- (4) 同時46分、[REDACTED]看守部長が事故者にAEDを装着したが除細動は探知されなかったことから、[REDACTED]看守部長等らは心臓マッサージを継続した。

- (5) 同時48分、[]主任が119番通報により救急車を要請した。その際、消防署が警察署に通報を行った。
- (6) 同時51分、当所に救急隊員5名が、同時53分、警察官2名がそれぞれ到着し、同時58分、救急隊員5名及び警察官2名が同居室に到着したことから、[]看守部長らは、救急隊員に救命措置を引き継ぎ、同日午前6時21分、[]搬送のため、救急車が当所を出発した。
- (7) 同時27分、事故者は、[]に搬送され、救命措置が講じられたものの、同時52分、[]医師により死亡が確認された。
- (8) 同時30分から同7時29分までの間、同居室等において、警察官による現場検証が実施された。
- (9) []において、山口地方検察庁岩国支部検察官検事[]による司法検視及び当職による行政検視を実施した。
- (10) 同日午後零時9分から同時13分までの間、同居室等において、検察官による現場検証が実施された。
- (11) []
- (12) []
- (13) []
- 5 その他
- (1) 当日の収容人員は、236名（既決234名、未決2名）であった。
- (2) 同年9月22日午後7時22分に当所からマスコミに投げ込みを行ったところ、同月24日午前8時15分時点でマスコミ9社（新聞社5社、テレビ局4社）からの取材があった。